

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2018年7月20日

東京都作業部会確認年月日 2018年7月25日

事業名 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会にかかる開会式及び閉会式制作等業務委託

案件名 同上

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> 本件の経費は、大枠の合意に基づくものであり、組織委員会、東京都、国は、それぞれの役割に応じて相当額を負担する。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> 本件は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。 また、適正な契約手続きにより契約候補者を決定し、遡及して契約期間を定め、契約を締結するものである。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> 開催都市契約 大会運営要件で求められており、開会式及び閉会式の実施は必須である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、予算の範囲内で企画力を競うプロポーザル方式を採用し選定したものである。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> 物価水準等が比較的近いロンドン大会と比べても低廉な経費となっている。 なお、内訳等については、プロポーザルコンペ参加時点のものであり、今後、演出内容が具体化していく過程で変動する可能性がある。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> 本件は、平成29年5月31日の合意に基づく公費負担の対象事業である。また、開催都市や開催国のPR要素を多分に含むため、公費負担の対象として適切であると考ええる。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。